

# 告示

## 埼玉県告示第四百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和四年二月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
医療法人元気会 わかさクリニック 所沢	名称	医療法人元気会 わかさ在宅クリニック 所沢	医療法人元気会 わかさクリニック 所沢

### 二 指定施術機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
	施術所	所在地		
興津 俊介	森田 恭平	所在地	久米川駅前接骨院	川越市駅接骨院
		所在地	東京都東村山市栄町二―四―三	川越市六軒町一―四―九
		所在地	桶川市大字上日出谷一―〇四―一〇	桶川市上日出谷南一―八三―一二

保坂 太一	
施術所	
所在地	名称
S II ― 二〇 ― 一	縁 訪問指圧治療
五 ― 一	指圧治療院 縁